

契約書（案）

- 1 件 名 Zoom ミーティングライセンス
- 2 履 行 場 所 熊本市中央区千葉城町2番35号 熊本市教育センター
- 3 履 行 期 間 自 契約締結日
至 令和9年（2027年）1月31日
- 4 契 約 金 額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ¥〇〇,〇〇〇-)
- 5 業 務 内 容 仕様書のとおり
- 6 契約保証金 ¥〇〇,〇〇〇-（又は免除）

上記業務について、発注者 熊本市と受注者_____
とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約成立の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和〇〇年（20XX年）〇〇月〇〇日

発注者 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市

熊本市長 ○ ○ ○ ○

印

受注者 ○〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

株式会社 ○〇〇〇

代表取締役 ○ ○ ○ ○

印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)及び仕様書に基づき、この契約を履行しなければならない。
- 2 仕様書に明示されていないもの又は仕様書に交互符合しないものがあるときは、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、発注者が定めて受注者に指示するものとする。
- 3 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)が定められている場合にはこれを発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 4 業務の履行に必要な一切の経費は、この契約の契約金額に含まれるものとする。
- 5 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該共同企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなす。また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 4 前3項の指示等及び協議は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)を用いて行うことができる。ただし、指示等を行う方法については書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約の保証)

- 第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する契約保証金の納付に代えて、次の各号のいずれかに掲げる担保措置をとることができる。
- (1) 契約保証金の納付に代わる国債の提供
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証
- 3 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結をしたときは、契約保証金の納付を免除する。この場合において、受注者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 5 第1項、第2項及び第3項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6

項において「保証の額」という。)は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

7 受注者が第1項及び第2項各号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第24条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

8 前各項の規定は、熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第22条第2項各号（第1号及び第2号を除く）の規定に基づき、発注者が契約保証金の全部の納付を免除した場合には適用しない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第4条の2 受注者は、業務の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託し、又は再委任してはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に再委託し、又は再委任しようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。この場合において受注者は、発注者から再委託先に関する情報の提供を求められた場合には、速やかにこれに応じるものとする。

3 受注者は、前項に基づき再委託を行った場合は、再委託先に対し、この契約に定める受注者の義務と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、受注者はその一切の責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第5条 受注者（前条の規定により再委託又は再委任を受けた者を含む。）は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は業務の目的外に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（第三者の特許権等の使用）

第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その一切の責任を負わなければならない。

2 成果物が第三者の著作権等を侵害しているとして、第三者との間に紛争が生じた場合は、受注者は発注者に対し、その事実関係を速やかに報告しなければならない。

3 前項の場合、受注者は、受注者の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が発注者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

（履行報告及び調査）

第7条 受注者は、仕様書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、発注者は、必要と認めるときは、受注者に対し、業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

3 受注者は、この契約の履行に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に当該事故の状況を報告しなければならない。この場合において、受注者は当該事故による損害の発生又は

拡大を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 4 発注者は、業務の実施状況について、受注者の作業する場所等を立ち入り検査することができる。

（仕様書不適合の場合の補正義務）

第8条 受注者の業務の履行が仕様書に適合しない場合において、発注者がその補正を要求したときは、受注者は、これに従わなければならない。この場合において、受注者は、契約金額の増額又は履行期間の延長を求めることができない。

（仕様書等の変更）

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約金額を変更することができる。

（業務の一時中止）

第10条 発注者は、必要があると認めるときは業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第11条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（契約金額の変更方法等）

第12条 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（損害等の負担）

第13条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害及び業務の履行のために要した費用（この契約において別に定める場合を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。

（不可抗力による損害）

第14条 発注者又は受注者は、予期することのできない自然災害等当事者のいずれの責めにも帰することのできない事由（以下「不可抗力」という。）によって履行の遅延その他の債務不履行が生じた場合であっても、善良な管理者としての注意をしたものと認められる場合には、その責任を負わない。この場合においては、その後の措置について双方協議するものとする。

- 2 受注者は、不可抗力により業務の履行に支障が生じたときは、速やかにその状況を発注者に報告したうえで、損害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとらなければならない。

- 3 発注者は、不可抗力により受注者の業務の履行が困難であると認められるときは、この契約を解除することができる。

（第三者に及ぼした損害）

第15条 受注者は、業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその賠償の責めを負わなければならない。ただし、受注者が、発注者の

責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に知らせなかったときは、この限りでない。

- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、受注者は速やかに発注者に紛争の状況を報告したうえ、損害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとらなければならない。

(検査及び引渡し)

第16条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

- 3 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を発注者に引き渡すものとする。

- 4 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を準用する。

(契約金額の支払い)

第17条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に契約金額を支払わなければならない。

(成果物の部分引渡し)

第18条 成果物について、発注者が仕様書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第16条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第17条中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第16条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、第17条中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(成果物の品質)

第19条 成果物は、引渡し時において、仕様書に定める品質及び性能に適合するものであることを要する。

(契約不適合責任)

第20条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関し、契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、受注者に対し、相当の期間を定めて発注者の指定した方法により成果物の修補又は代替物の納入を求めることができる。この場合において、民法(明治29年法律第89号)第562条第1項但書は適用しない。

- 2 前項の期間内に受注者が成果物の修補あるいは代替物の納入をしないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。

- 3 前2項の規定は、成果物の契約不適合について、発注者が受注者に対して損害賠償を請求し又はこの契約を解除することを妨げない。

- 4 第1項において受注者が負うべき責任は、第16条の規定による発注者の検査に合格したことをもって免れないものとする。

（損害賠償）

第21条 発注者又は受注者は、この契約に違反した場合、これによって相手方に生じた損害の賠償をしなければならない。ただし、その違反が自らの責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第22条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合、受注者は、遅延日数に応じ、契約金額にこの契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて計算した額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第17条第2項の規定による契約金額の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

3 前2項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（発注者の解除権）

第23条 発注者は、受注者がこの契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて是正を求める催告後もその期間内にこれを是正しない場合は、受注者の責めに帰すべき事由の有無を問わず、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、民法第542条に定めるもののほか、受注者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、受注者の責めに帰すべき事由の有無を問わず、何らの催告なしに直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手せず、履行期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

（2）第4条の規定に違反し、この契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供したとき。

（3）前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

（4）第27条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（5）監督官庁から営業の取消、停止又はこれに類する処分を受けたとき。

（6）差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき。

（7）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始又はこれらに類する倒産手続開始の申立てがなされたとき。

（8）自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手の不渡り処分を受けたとき若しくは支払停止状態に至ったとき。

（9）解散、合併、会社分割又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたことにより、この契約の履行が困難になると認められるとき。

（10）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。

（11）受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体である場合には代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号及び第25条において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしていると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等の行為をしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(12) その他前各号に準ずる事由があるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条又は次条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 前条の規定による契約の解除によって、受注者に損害が生じた場合において、受注者の責めに帰すべき事由がある場合は、発注者は、その損害を賠償する責めを負わない。

4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、発注者がその超える部分について受注者に対し損害賠償を請求することを妨げない。

5 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（談合行為等に対する解除措置）

第25条 発注者は、第23条に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者が、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項（第2号及び第3号を除く。）の刑が確定したとき。

（その他の解除権）

第26条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第23条及び前条の規定によるほか、必要があるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害賠償額は、この契約の契約金額相当額を上限とする。

3 前項に規定する損害賠償額及びその支払期限は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知するものとする。

（受注者の解除権）

第27条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により仕様書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第10条の規定により業務の履行の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。
ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その賠償を発注者に請求することができる。ただし、その損害賠償額は、この契約の契約金額相当額を上限とする。

（解除の効果）

第28条 この契約が解除された場合には、第1条第3項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第18条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第18条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）が可分でありそれによって発注者が利益を受けると認めた場合には、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約金額（以下「既履行部分契約金額」という。）を受注者に支払うことができる。

3 前項に規定する既履行部分契約金額及びその支払期限は、発注者と受注者とが協議して

定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 前2項の規定にかかわらず、第23条第2項第10号及び第11号に該当することによりこの契約が解除された場合は、発注者は、既履行部分契約金額の支払いは行わないものとする。

（契約解除等に伴う措置）

第29条 受注者は、契約が解除された場合等において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、受注者は遅滞なく当該物件を撤去（発注者に返還する貸与品については、発注者の指定する場所に搬出。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。

- 2 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

- 3 受注者のとるべき措置の期限、方法等については、第23条又は第25条若しくは第26条第1項の規定により契約が解除された場合等においては発注者が定め、第27条の規定により契約が解除されたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（契約不適合責任期間等）

第30条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第16条第3項（第18条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた後、その不適合を知った時から1年以内でなければ契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害賠償額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 6 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

（貸与品の取扱い）

第30条の2 発注者は、受注者の申し出により、業務に必要なもの（以下「貸与品」という。）を貸与することができる。

- 2 受注者は、貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から5日以内に発注者に借用書を提出しなければならない。

- 3 受注者は、貸与品を善良なる管理者の注意義務をもって使用し、又は管理しなければな

らない。

4 受注者は、業務が完了した場合、業務において必要がなくなった場合、この契約が解除により終了した場合又は発注者から返還を求められた場合には、発注者の指定する期間内に、発注者に対して、貸与品を、原状に復し、自らが付属させた付属品を収去したうえで返還するものとする。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品が滅失又は毀損し、又はその返還が不可能になったときは、その損害を賠償しなければならない。

(保険)

第31条 受注者は、仕様書に基づき火災保険その他の保険を付したとき、又は任意にこの契約の履行に関する保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(専属的管轄裁判所)

第32条 この契約に関する一切の紛争については、熊本地方裁判所又は熊本簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(臨機の措置)

第33条 受注者は、業務の履行に当たって事件及び事故が発生したとき又は発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者、受注者間で協議のうえ臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく発注者に通知しなければならない。

3 発注者は、事故防止その他業務上特に必要があるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が、第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが適当でないと認められる部分については、発注者と受注者とが協議して発注者がそれを負担するものとする。

(補則)

第34条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(特記事項)

第35条 この契約の効力は、契約書記載の契約日から生ずるものとする。